

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1. 住宅の耐震化の目標

住宅の耐震化の推進にあたっては、国の方針において、令和17年までに「耐震性が不十分なものをおおむね解消する」との目標が示されている。

一方、令和5年における住宅の耐震化率が全国の90%に対し、本県は81%であることを踏まえ、今後10年間で90%以上に引き上げることを前提として、本計画では、令和12年度末の住宅の耐震率の目標を85%とする。

2. 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標

2-1 要緊急安全確認大規模建築物

要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の目標については、国の方針において、令和12年までに「耐震性が不十分なものをおおむね解消する」との目標が示されている。

令和5年の耐震性不足解消率は全国の93%に対し、本県は93%であるが、地震による人的被害を抑制するため本計画では、令和12年末の耐震性不足解消率の目標を100%とする。

2-2 要安全確認計画記載建築物

要安全確認計画記載建築物の耐震化の目標については、国の方針において、「早期に、耐震性が不十分なものをおおむね解消する」との目標が示されている。

(1) 要安全確認計画記載建築物（防災拠点建築物等）

令和5年における耐震性不足解消率は、全国の85%に対し、本県は68%の状況である。

対象建築物は災害時の防災拠点となる公共建築物であることを踏まえ速やかに耐震化を図る必要があることから、本計画では、令和12年度末の耐震性不足解消率の目標を100%とする。

(2) 要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）

令和5年における耐震性不足解消率は、全国の44%に対し、本県は41%の状況である。対象建築物は、地震発生時の緊急輸送や避難路としての機能確保において、早期の耐震化が必要であるが、その多くが民間所有の建築物であることを踏まえ、これまでの進捗率を維持することを前提に、本計画では、令和12年度末の耐震性不足解消率の目標を60%とする。